

令和 6 年度予算編成方針

1 本町の財政状況

日本経済は、物価高騰の影響が長期化する中、景気は緩やかに回復しているものの、不安定な海外情勢や世界的な金融引き締めなどの下振れリスクもあり、先行き不透明な状況となっています。

地方財政においても、DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）、子ども・子育て政策や防災・減災対策の強化等、山積する行政課題の解決に向けた取組みを推し進めていく必要がありますが、これらに集中的かつ持続的に取り組むための安定的な財政基盤をどう構築していくかが大きな課題となっています。

こうした中、本町の令和6年度の財政見通しは、歳入面では、長引く物価上昇の影響により金融市場が不安定な中、企業収益の大幅な増収を期待することは難しいものの、個人町民税がベースアップによる個人所得の増、固定資産税が評価替えに伴う地価上昇分の増などによる増収が見込まれ、歳入の根幹である町税全体では、今年度当初予算比で2%以上の増になる見込みとなっています。

一方、歳出面では、児童福祉・障がい福祉関係給付費などの扶助費の増をはじめ、会計年度任用職員への勤勉手当支給開始に伴う人件費の増、物価高騰を背景とした光熱費・委託料などの物件費や修繕料などの維持補修費の増といった経常経費の増加が、町税の増収分を上回る見込みとなっており、公共施設の老朽化に伴う改修・更新などの投資的経費や新たな政策的経費への財源をどう確保するかがポイントとなってきます。

このように、令和6年度も、引き続き事業の厳しい取捨選択が不可欠となっており、将来にわたり持続可能な行財政運営のため、職員一人ひとりが、現状を正しく把握・認識し、諸課題の緊急性や優先度を適正に見極め、必要な施策を積極的に提案するとともに、業務の洗い出しや事務事業の精査・効果検証を行い、前例にとらわれない柔軟な発想で抜本的な見直しや事業の再構築を進め、期待や信頼に応え得る予算としていくことが求められます。

予算編成に当たっては、納税者が納めた貴重な税金を使って、町のため

に何をすべきか、何ができるかをゼロベースで検討し、将来を見据えながら、誰一人取り残さない安全・安心な共生社会の実現を目指し、限られた経営資源を最大限活用しなければなりません。

2 予算編成上の基本方針

令和6年度は、「第6次愛川町総合計画」の2年目の年であるとともに、「第2期愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂・刷新後の初年度に当たることから、時代の変化に機動的に対応し、より高い成果や効果を追求しながら施策の更なる展開が求められます。

さらには、少子化対策の強化、脱炭素化の進展、デジタル技術を活用した利便性や生産性の向上など、国施策と整合を図りながら、新たな価値や魅力の創出につながる町民本位の施策を進めていかなければなりません。

そこで、令和6年度の予算編成に当たっては、様々な行政需要に的確に応えるため、自主財源はもとより、国県支出金等の依存財源を含めてあらゆる財源を最大限に確保するとともに、まちの活力や魅力を高め、安心して暮らすことができ、明るい未来を紡ぐ町民本位の事業へ重点的に配分することとし、創意工夫により極力、経常経費の増加抑制を図り、費用対効果を見極めながら、事業の新陳代謝を進め、既存施策の再構築や新規事業の選択を積極的に行うこととします。

なお、主要事業の具体化に当たっては、総合計画実施計画をはじめとした町の主要計画との整合を基本とし、特に次の事項を重点取り組み課題としますので、各課題に即した施策・事業を多角的・精力的に検討の上、予算編成に臨まれるようお願いいたします。

(1) 重点取り組み課題

安心して子育てと教育ができるまちづくり

● 妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援の充実

- ・ 官民連携による待機児童ゼロの推進
- ・ 多様なニーズに応える保育体制の構築
- ・ すこやか親子健康診査等事業の推進
- ・ 伴走型相談支援の推進



- ・ こども・子育て支援事業の充実強化 など

●未来を担う児童・生徒の教育環境の充実

- ・ G I G A スクールとグローバル教育の推進
- ・ 学校給食の安定的な運営と地産地消の取組み推進
- ・ いじめ・不登校対策の強化
- ・ 放課後児童クラブとかわせみ広場の連携強化
- ・ 学校施設・教育環境の充実 など



だれもが笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

●未病対策と健康寿命の延伸に向けた取組みの推進

- ・ 健康増進施策の充実強化
- ・ 生活習慣病検診事業の推進
- ・ 乳幼児・高齢者等各種予防接種事業の推進
- ・ 乳幼児健康診査事業の推進
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業の推進
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・ 感染症対策の実施 など



●高齢者がいつまでも活躍できる環境の整備

- ・ 高齢者の買い物支援ネットワーク事業の充実
- ・ 高齢者の就労と外出支援の推進
- ・ 介護予防事業の拡充
- ・ 地域包括ケアシステムの推進
- ・ 高齢者見守り事業の充実 など



●思いやりとやさしさあふれる共生のまちづくり

- ・ 農福連携事業の促進
- ・ 平和思想の普及啓発促進
- ・ ジェンダー平等社会の実現に向けた取組み強化
- ・ L G B T Q など性的マイノリティの人権尊重の推進
- ・ 要配慮者への支援の強化 など



次代を見据えた持続可能なまちづくり

●魅力ある地域資源の発掘と発信

- ・地域資源を活用した観光・産業連携拠点づくりの推進
- ・シティプロモーションと地域ブランド力向上の推進
- ・農業の6次産業化への支援
- ・営農者や新規就農者等への支援と遊休農地の解消
- ・新たな産業用地の創出と企業誘致に向けた取り組み
- ・緊急経済支援対策等の地域活性化策の推進
- ・多様な主体との連携の推進 など



●生活環境に配慮した持続可能なまちづくり

- ・GX（グリーントランスフォーメーション）の推進
- ・愛川聖苑火葬炉のクリーンエネルギー転換に向けた取り組み
- ・総合的な空き家対策事業の推進
- ・移住・定住施策の推進
- ・公共交通の充実と町内循環バスの利用促進 など



安全・安心に住み続けられるまちづくり

●リスクマネジメントの推進

- ・特殊詐欺等防止対策の推進
- ・指定避難所環境整備及び防災資機材整備の充実
- ・消防・救急機能の充実強化
- ・地域防災力の向上促進
- ・家畜伝染病の防疫に係る取り組みの推進
- ・交通安全施策の推進 など



●公共ストックの適切な活用と長寿命化の推進

- ・公共施設ESCO事業の着実な推進
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- ・ごみの減量化・再資源化の推進
- ・平山下平線整備事業の促進
- ・県道54号狭あい箇所の整備促進
- ・効率的で効果的な行政運営の推進
- ・中津工業団地第1号公園再整備事業の推進



- ・ 公共施設個別施設計画の着実な推進
- ・ 上下水道施設の更新と耐震改修の推進 など

●その他の事項

- ・ 新規事業提案があった内容については、必要に応じて協議

(2) 既存事業の再構築の徹底

重点取組み課題に掲げる施策の財源を確保するため、既存事業については、変化が著しい社会経済情勢や複雑・多様化する町民ニーズ等を的確に捉え、行政関与の必要性が高い事業であるか、実績、有効性、公平性、継続の合理性、代替可能性などゼロベースで再構築すること。その際、PDCAサイクルやOODAループをはじめとした業務改善や意思決定と行動に関するフレームワークを駆使し、成果が乏しいもの、時代の変化等で効果が薄れたものは、休止や廃止、統合などのスクラップを行うこと。

また、デジタル化や外部委託化、小さなきっかけで行動変容を促す「ナッジ理論」等新たな手法の導入も検討するなど、きめ細かい見直しを通じて成果・効果向上のための工夫を施すこと。

(3) 事業の計画的な執行と横断的な調整

各事業については、適時性、費用対効果、全体計画、執行体制、スケジュール等を精査し、綿密な執行計画を策定した上で計上すること。特に、施設の修繕や設備更新については、個別施設計画との整合を図ること。

他の部課に関連する事業の具体化に当たっては、事前に十分な調整を行い、必要経費の計上漏れや重複投資が生じないように留意すること。

新たな事業や拡充する事業にあっては、中長期的視点を持った上で経費の平準化を図るとともに、住民・ボランティア・企業などの多様な主体との連携・協力等PPPによる取組みを検討すること。

(4) 事業水準の見直しの徹底

扶助費については、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、近隣自治体の最新の動向を調査するなど、給付水準や助成対象について比較検証を行うこと。

関係団体等への運営費、奨励的な補助金及び交付金については、コロナ禍の社会変容を踏まえた必要性の十分な精査と検証を行い、団体等の自立的、自主的運営を基本原則として、繰越金や留保財源を確認の上、運営実態に応じて減額や終期を設定するなどの見直しを図ること。

(5) 自主財源の確保

自主財源は、行政運営の源泉であるという意識を持ち、税や保険料等の収納率向上や収入未済額縮減に最大限努力するとともに、使用料・手数料、参加者負担金等は、物価高騰に伴うコスト増嵩を念頭に置き、受益者負担の適正化や公平性、他自治体の状況を踏まえて見直すほか、施設等の利用率の向上にも努めること。

なお、見直しを図る必要がある使用料・手数料については、近隣の状況や必要経費の推移など調査を実施し、客観的かつ適切に最終判断ができるような資料の作成をすること。

また、町有財産の売却、町の広報媒体や公用車両等への企業広告の掲載、ネーミングライツの設定等、更なる町有財産の有効活用のほか、ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については返礼品の充実や効果的なPRにより財源の確保に努めること。

(6) 国・県補助金等の確保

国・県補助事業については、後年度の財政負担等を十分検討した上で、積極的な確保を図ること。

なお、国・県予算の都合により、補助金が減額して交付されるケースもあることから、国・県の制度改革の動向に留意しながら情報収集に努め、変更等があれば的確に対応すること。

また、他自治体や民間等の補助制度の活用事例を参考にし、各種の助成制度（【例】スポーツ振興くじ助成）の活用を図るなど、新たな財源

創出に積極的に取り組むこと。

(7) 予算の見積り

令和6年度の当初予算は「通年予算」で編成するため、見積りに当たっては年間見通しに基づき予定されるすべての収入、支出について計上し、年度途中における予算の補正に依存することのないよう留意すること。

特に、工事関係経費においては、工事内容や見積業者の選定、積算について関係各課と事前に調整を図ること。

また、過大見積りとならないよう工法・材料の精査などコスト削減に努めるほか、計画的かつ円滑な事業執行が図られるよう複数年度に分割し進捗調整を行うなど、可能な限り事業費や発注時期の平準化を図ること。

(8) 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の見積りについては、前記事項に準じて行い、保険税や使用料等の収納率の向上をはじめ、財源確保に最大限の努力を払うとともに、独立採算の原則に則り、一般会計との負担区分を明確にし、一般会計からの繰入金に安易に依存することのないよう、経営感覚を研ぎ澄まし、より一層の経費節減、効率化及び健全経営に努めること。

なお、見直しを図る必要がある使用料・手数料については、近隣の状況や必要経費の推移など調査を実施し、客観的かつ適切に最終判断ができるような資料の作成をすること。

水道事業及び公共下水道事業においては、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略など長期的な収支見通しに基づき、施設の老朽化対策をはじめ、効率的で実効性の高い施策・事業を的確に講じること。

(9) その他

予算措置に伴い条例等を制定・改廃する必要があるものや、限られた予算査定日程では十分な協議・検討時間の確保が困難な重要事項については、関係課と事前協議の上、予算査定に先立ち理事者の方針決定を得るとともに、住民への周知方法やスケジュールについても遺漏のないよ

う検討・想定しておくこと。

なお、予算編成に当たっての細部事項については、別に示す「令和 6 年度予算編成要領」によるものとする。